

仕様書

1 案件名

令和7年一般診療用高精細モニターの更新

2 概要

本調達は、三重県立総合医療センター（以下、当院という）が所有する電子カルテシステムの高精細モニター133台のうち、老朽化などの対応として8台の更新を行うものです。当院では、高精細モニターの品質維持と状態把握のため、令和5年度に品質管理システム（EIZO RadiNET Pro）を導入しており、統一した基準と手法を用いて品質の評価と補正を行っています。

また、同意書等を電子カルテシステムに取り込むために必要なスキャナを調達します。

3 納入期限

令和8年3月31日

4 納入場所

三重県立総合医療センター（三重県四日市市大字日永5450番地132）

5 購入機器に関する仕様

(1) 購入する機器の型式及び数量

- ・ EIZO RadiForce MX217 (EIZO 社製 液晶保護パネル付き)
- ・ EPSON スキャナ DS-531
を8式

(2) 付帯作業

- ・納入した機器は当院が指定する電子カルテ用パソコン (DELL OptiPlex SFF7010) 8台に接続する。
- ・納入したすべての高精細モニターを RadiNET Pro に登録すること。
- ・不变性試験のスケジュール（毎年5月3日・11月3日、午前2時）を設定すること。
- ・付帯作業の実施時間は、当院の診療時間終了後または休日とする。
- ・当院が不要と判断した梱包材を撤去すること。
- ・納品物リスト及び取扱説明書を印刷物または電子データで各1部提出すること。

(3) 品質管理

- ・測定器は、内蔵センサー及び UX2 Sensor (MX217 対応) を使用すること。
- ・品質管理ソフトウェアは、RadiCS Ver.5 以上を使用すること。
- ・一般社団法人日本画像医療システム工業会が策定したガイドライン JESRA X-0093 に従って測定を行うこと。

- ・出荷試験（受入試験結果）報告書を作成し提出すること。
- ・測定項目、判断基準、設定輝度は下表のとおり

区分	測定項目	測定方法等	設定値及び判 定基準
			MX217
輝度	設定輝度	--	180 cd/m ²
	最大輝度	測定器	JESRA 管理グレード2
	最大輝度偏差	計算	
	最小輝度	測定器	
	輝度比	計算	
	複数モニター間の差異	計算	
階調	コントラスト応答	測定器	JESRA 管理グレード2
ユニフォ ミティ	輝度均一性	測定器	
	色度偏差	測定器	
目視	全体評価	テストパターン	JESRA 管理グレード2
	グレースケール	テストパターン	
	アーチファクト	テストパターン	
	不变性試験	テストパターン	

(4) 医用画像管理システム等の動作確認

- ・医用画像管理システム等の開発事業者と協力し、各システムの動作及び検査画像の表示を確認すること。
- ・医用画像管理システム等の概要

システム名	製品名	開発事業者
医療用画像管理システム（PACS）	EV Insite R / EV Insite M	PSP 株式会社
放射線科情報システム（RIS）	ARIStation	PSP 株式会社
レポートシステム	EV Report	PSP 株式会社

(5) 保守要件

- ・高精細モニターの保守期間は納品後7年間とする。
- ・高精細モニターの故障及び不具合は、オンサイト修理又は代替品の納入、先出しセンドバック修理対応を無償で対応すること。ただし、天災や不可抗力によるもの、受注者の責任に帰す事ができない理由による場合を除く。
- ・当院からの連絡窓口を設け、受付時間は原則平日9時30分から17時30分までとする。受注者は、故障又は不具合等の連絡を受けてから2営業日以内に対応すること。
- ・スキャナの保守期間は納品後1年間とする。

6 更新後の旧高精細モニターの移動

- ・当院が指定した院内の場所へ搬送する。

7 感染症対策

- ・当院が定めた感染症対策及び入館ルールに従うこと。
- ・来院時は、マスクを着用し手指の消毒または手洗いを行うこと。
- ・作業従事者は、体調不良が認められるときは作業責任者に報告し指示を受けること。
- ・県内及び近隣県における感染症の最新情報を把握し適切な予防や対策を行うこと。

8 特記事項

- ・受託者は、業務遂行上知り得た当院業務の一切について、契約期間中または契約終了後を問わず第三者に漏えいしないこと。
- ・受注者は、業務の履行にあたり暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下、暴力団等という）による不当介入をうけたときは、ア～エの義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - ウ 発注者に報告すること
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入をうけたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- ・本契約について、契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、履行上当然必要な事項については、受託事業者の責任において、これを行うものとする。なお、疑義が生じた場合には、当院担当者への報告・協議のうえ、その決定に従うものとする。